

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年5月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第 5 号

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則の一部を改正する規則

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第3京都市山科障害者デイサービスセンターの項中「, 土曜日」を削る。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)